



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

令和2年5月発行

第2号

担当：蒲刈共同事務センター

毎年6月は、県費負担教職員諸手当の現在の状況を確認する月となっています。
6月1日現在で受けている諸手当（通勤手当・住居手当・単身赴任手当・扶養手当・児童手当）について、支給要件を備えているか実情を確認します。
添付書類が必要な方は早めに準備をお願いします。

提出期限 6月12日

■ 通勤手当 ■

対象：全職員（手当を支給されていない職員も）

◇現在の通勤状況を確認し「通勤の状況報告」に押印します。

次に該当する場合は、いずれかの添付書類が必要です。



公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定期券、回数券（発行No.及び金額が記載されている面）の写し PASPY（両面）の写し
有料道路等利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> 「ETC利用証明書発行」画面を出力したもの、領収書 回数券等の写し
駐車場利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> 直近の領収書の写し、通帳の写し（表紙と記載ページ）、回数券の写し ATM利用明細票の写し、クレジットカードの利用票

■ 住居手当 ■

対象：住居手当を支給されている職員

◇いずれかの添付書類が必要です。

早めに記帳しておきましょう

直近の家賃の支払い(支払先・金額)が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 直近の家賃領収書の写し 	
	<ul style="list-style-type: none"> 引落としをした通帳の写し（表紙と記載ページ） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ATM利用明細票の写し 	
	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードの利用票又は領収書の写し 	
父母等と賃貸借契約をしている場合	振込又は現金書留	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月～令和2年5月までの12カ月分の家賃支払が確認できる書類（引落としの場合は、通帳の表紙と記載ページの写しが必要）
	現金支払	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月～令和2年5月までの12カ月分の家賃支払が確認できる領収書の写し 家賃支払記録簿

■ 単身赴任手当 ■

対象：単身赴任手当を支給されている職員

◇実情を確認します。

変更がない場合・・・現況調の変更の有無「無」の欄に○をして押印をする。

変更がある場合・・・現況調の変更の有無「有」の欄に○をし、速やかに実情をお知らせ（住居変更等）
ください。

■ 扶養手当 ■ 対象：扶養手当を支給されている職員

◇扶養親族に収入がある場合もしくは共同扶養者がある場合は次のいずれかの添付書類が必要です。

給与所得の場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年分の源泉徴収票の写し（給与所得のみの場合） 令和2年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写し
月々の収入が不安定な場合（非常勤講師・パート等）	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月～令和2年5月までの給与等支払明細書の写し
資産所得・事業所得の場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年分の確定申告書及び収支内訳書の写し
利子、配当所得及び年金収入の場合	<ul style="list-style-type: none"> 証書、最新の額決定通知書又は額改定等通知書の写し
別居している父母等を送金等により扶養している場合	<ul style="list-style-type: none"> 経済的援助額を証明する書類又は別居している扶養親族の扶養状況説明書
共同扶養者がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び共同扶養者の年収額が確認できる書類（令和元年分の源泉徴収票の写し等）

※市町が発行する証明書は、**令和2年度**のものを添付してください。なお、児童手当該当者は

所得・課税証明書のコピー添付可(R2.6.1以降発行のもの)

※現況確認の結果、戻入となることがあります。収入が不安定な扶養親族については、毎月収入の確認を必ずしておきましょう。

■ 児童手当 ■ 対象：児童手当を支給されている職員

◇次の添付書類が必要です。

職員及び子の属する 世帯全員の記載のある住民票の写し（R2.6.1以降発行のもの）
職員及び配偶者の 令和2年度所得・課税証明書原本（課税の内容がわかるもの）
※ただし、職員の配偶者が配偶者控除または配偶者特別控除の対象者である場合は本人のみ

- 児童手当現況届裏面の記入要領をよく確認して記入してください。

参考：『配偶者の職業欄』について

「被用者」…厚生年金加入者

「被用者でない者」…国民年金加入又は年金未加入者

- 職員と職員の配偶者の所得額が逆転し、職員の所得が配偶者の所得を超える場合は、職員が児童手当等の請求に係る届出をする必要があります。配偶者の所得額を確認してください。

添付書類は全て**個人番号(マイナンバー)**と**本籍**を省略したものを提出してください。



新型コロナウイルス感染症関係休暇情報(4/22現在)

特別休暇26号（その他の特別休暇）として取り扱う場合（詳しくは事務職員へ）

- 新型コロナウイルス感染症を檢疫法第34条の感染症種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する檢疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（子が在籍する幼稚園等の利用自粛を要請された場合を含む）